

## 「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ロゴマーク 別添のガイドラインに定める「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマークの基本形、市が別に定めるその展開デザイン及び名称をいう。
- (2) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 民間事業者等が、商品又はその行う事業等の情報を世間に広く宣伝するためのものをいう。
- (4) 物品 商品及び広告の総称をいう。

### (仕様)

第3条 ロゴマークの仕様は、別添のガイドラインの通りとする。

### (ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

### (使用の申請等)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 本市及び本市職員が公務に際して使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

### (使用の制限)

第6条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 市の品格を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 特定の個人、団体、法人(本市を除く。)又は商品を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、本市のシティプロモーション及びゼロカーボンシティ東大阪の魅力発信に特に効果があると認められる場合は、この限りではない。
- (5) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (6) ロゴマークを決められた方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (7) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年3月30日東大阪市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の使用に供されるおそれがあるとき。
- (8) 市税の滞納があるとき。(営利を目的として使用する場合に限る。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について適当でないと認めるとき。

(使用の承認等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。この場合において、市長は使用の承認に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用の範囲)

第8条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴマークを物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等において使用することができる。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを使用する際は、別添のガイドラインに従い、適正に使用すること。
- (2) ロゴマークの使用の承認を受けた目的の範囲を逸脱しないこと。
- (3) ロゴマークを使用することができる権利を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークに商標権、意匠権その他権利を設定しないこと。
- (5) 物品を市が製造し、又は販売するものであると誤認されることがないように配慮すること。
- (6) 市長が必要に応じて行う照会に応じること。

(使用承認の期間)

第11条 使用承認の期間は、使用を承認した日から3年間を限度とする。

(物品の確認)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用した物品の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品の性質その他やむを得ない理由により完成品の提出が不可能なときは、協議の上、イメージデータ又は写真の提出に代えることができる。

2 市長は、前項の確認の結果、物品が適正でない認めるときは、使用者に対して是正を求めることができる。

(承認内容の変更)

第13条 使用者が第7条第1項の規定により承認された内容を変更しようとするときは、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用内容変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用内容変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用内容変更不承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第14条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号いずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条又は第10条の規定に違反していると認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。
  - (3) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取消したときは、「ゼロカーボンシティ東大阪」ロゴマーク使用内容承認取消通知書(様式第7号)により使用者にその旨を通知するものとする。
  - 3 前項の規定により使用許可を取り消された者(以下「許可取消者」という。)は、当該使用対象物をいかなる場合であっても使用してはならない。
  - 4 市長は、第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を取消した場合は、許可取消者に対して使用対象物の回収を求めることができる。

(免責)

第15条 前条の規定により、市長がロゴマークの使用の承認を取消したことにより、使用者又は第三者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって自らが受け、又は第三者に対して与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

